

春日井市国民保護協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市国民保護協議会条例(平成18年春日井市条例第3号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、春日井市国民保護協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理)

第2条 会長に事故があるとき又は欠けたときは、助役がその職務を代理する。

(委員の代理)

第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 委員は、あらかじめ前項の代理者を指名し、会長に届け出なければならない。

(異動の報告)

第4条 協議会の委員に異動等があった場合は、その役職名、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

(会議の招集)

第5条 会議の招集の通知には、日時、場所及び議題を記載しなければならない。

(会議の公開等)

第6条 会議は、原則として公開とするものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、協議会の議決により会議の一部又は全部を公開しない旨を決定した場合はこの限りではない。

(1) 春日井市情報公開条例(平成12年春日井市条例第40号)第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して調査審議を行う場合

(2) 会議を公開することにより、当該議会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(会議録)

第7条 会長は、会議を開いたときは会議録を作成する。

2 会議録は、議事録(要点筆記)とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席者の職及び氏名

(3) 会議に付した案件及び議事の経過

(4) 議決した事項

(5) その他参考事項

3 会議録は、会長及び出席した委員のうち会長が指名する2名が署名する。

(部会)

第8条 協議会に、協議会の運営を適切かつ効果的に実施するため、部会を置く。

2 部会の会議は、部会長が招集し、会議の議長となる。

3 部会長は、部会において調査審議した結果を会長に報告する。

4 第3条の規定は、部会の委員について準用する。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、春日井市総務部市民安全課において処理するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。